

平成 23 年 3 月 30 日

各 位

会社名 キヤノン株式会社
代表者名 代表取締役会長
御手洗 富士夫
コード番号 7751
上場取引所（所属部） 東京、大阪、名古屋（以上第一部）
福岡、札幌
問合せ先 執行役員経理本部長
芳賀 政博
(TEL. 03-3758-2111)

ストックオプションとして発行する新株予約権の内容に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 30 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定ならびに平成 23 年 3 月 30 日開催の当社第 110 期定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の数 9,120 個

2. 新株予約権の割当てを受ける者および割当数

新株予約権の割当てを受ける者およびその者に対する割当数は、以下のとおりとする。ただし、割当てを受ける者から新株予約権の引受けの申込みがあることを条件とし、申込みの数が割当数に満たない場合には申込みの数を割り当てるものとする。

割当てを受ける者	人数	割当数	合計
代表取締役会長／社長	2 名	400 個	800 個
代表取締役副社長	2 名	350 個	700 個
専務取締役	4 名	250 個	1,000 個
常務取締役	9 名	200 個	1,800 個
取締役	2 名	150 個	300 個
執行役員	16 名	120 個	1,920 個
理事	22 名	100 個	2,200 個
役割等級 M5	5 名	80 個	400 個
合計	62 名	—	9,120 個

なお、上記の新株予約権の割当てを受ける者は、平成 23 年 4 月 1 日付で当該地位にある者とする。

3. 新株予約権を割り当てる日

新株予約権の割当日は、平成 23 年 5 月 1 日とする。

4. 新株予約権についての金銭の払込み

金銭の払込みを要しない。

5. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 100 株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は 912,000 株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値）に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- ② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整

により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日まで

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の譲渡による取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権の取得の事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

11. 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権のその他の行使条件

- ① 1個の新株予約権につき一部行使はできない。
- ② 新株予約権者は、当社第110期定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、取締役、執行役員または従業員であることを要す。
- ③ 新株予約権者は、取締役、執行役員または従業員の地位を失った後も2年間かつ行使期間内において、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。
- ④ 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ⑤ 上記のほか、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結される契約に定めるところによる。

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成23年1月27日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成23年3月30日 |

以上